

# 松阪市分別収集計画（第10期）

令和4年6月8日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

松阪市は、平成17年1月に1市4町が合併して新松阪市として誕生して以降、一部を除いて合併前の処理形態・収集区分を継続していたが、平成27年3月に松阪市クリーンセンターが供用開始となり、平成27年4月をもって市内全域のごみ処理方式の一元化が実施された。

本計画はこのような状況のなか、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）の推進や、焼却処分量、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 3R及びごみの適正な排出の推進。
- ・ 市民・事業者・行政による協働体制の構築。
- ・ 不法投棄の防止による良好な環境の創出。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
容器包装廃棄物	9,797t	9,607t	9,421t	9,239t	9,058t

※ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率より算出

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ○ 市が行う具体的な取組

◇自らが進んで環境にやさしい活動ができるよう、学校（園）における環境教育・環境学習の充実に努めます。また、出前講座を積極的に行い、市民のごみ問題に対する意識向上に努めます。

◇洗うことで繰り返し使用可能なリユース容器の利用促進が求められているため、市主催のイベント等で使用する紙コップや紙皿等の使い捨て容器をリユース可能な容器に転換していきます。

### ○ 市民が行う具体的な取組

◇ごみについての意識を高めるために、環境教育や出前講座に積極的に参加します。

◇市が行っている補助金交付事業や店頭回収等を有効活用し、資源物をできる限りリサイクルできるように意識し、リサイクルに対する意識向上に努めます。

◇プラスチック容器・袋、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどの容器包装廃棄物は適正に分別を行い、資源物として排出し、リサイクルの促進に努めます。また、買い物時には、マイバッグを持参し詰め替え可能商品や簡易包装化されている商品を選ぶなどプラスチックごみの発生を抑制します。

### ○ 事業者が行う具体的な取組

◇製品の製造、加工に際してその製品がごみとなった時に、分別排出が適正に行われるよう、容器包装の簡略化を実施します。

◇リユース容器、内容物の詰め替え方式を採用する等、容器包装廃棄物の減量に努めます。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の負担度・協力度、松阪市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	燃えないごみ
主としてアルミ製の容器	飲食用アルミ缶
主として ガラス製の 容器	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>無色のガラス製容器</li> <li>茶色のガラス製容器</li> <li>その他の色のガラス製容器</li> </ul> </div> </div>
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	プラスチック容器・袋

※ただし、スチール製の容器は燃えないごみとして、その他紙製容器包装は雑誌・雑紙として回収しており、それぞれの量は把握できない為、計画量にはそれぞれ「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」を参照し数値を算定することとする。

※またスチール製の容器及びアルミ製の容器に関しては、選別後のスプレー缶の数値も計画量に反映することとする。

## 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み。

### (法第8条第2項第4号)

松阪市全体の各年度想定値（令和3年度実績×対前年度人口変動率）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	47.0 t		46.8 t		46.5 t		46.3 t		46.0 t	
主としてアルミ製の容器	39.6 t		39.4 t		39.2 t		39.0 t		38.8 t	
無色のガラス製容器	(合計) 294.1 t		(合計) 292.1 t		(合計) 290.2 t		(合計) 288.2 t		(合計) 286.3 t	
	(引渡) 294.1 t	(独自処理) 294.1 t	(引渡) 292.1 t	(独自処理) 292.1 t	(引渡) 290.2 t	(独自処理) 290.2 t	(引渡) 288.2 t	(独自処理) 288.2 t	(引渡) 286.3 t	(独自処理) 286.3 t
茶色のガラス製容器	(合計) 262.5 t		(合計) 260.8 t		(合計) 259.0 t		(合計) 257.3 t		(合計) 255.5 t	
	(引渡) 262.5 t	(独自処理) 262.5 t	(引渡) 260.8 t	(独自処理) 260.8 t	(引渡) 259.0 t	(独自処理) 259.0 t	(引渡) 257.3 t	(独自処理) 257.3 t	(引渡) 255.5 t	(独自処理) 255.5 t
その他のガラス製容器	(合計) 136.2 t		(合計) 135.3 t		(合計) 134.4 t		(合計) 133.5 t		(合計) 132.6 t	
	(引渡) 136.2 t	(独自処理) 136.2 t	(引渡) 135.3 t	(独自処理) 135.3 t	(引渡) 134.4 t	(独自処理) 134.4 t	(引渡) 133.5 t	(独自処理) 133.5 t	(引渡) 132.6 t	(独自処理) 132.6 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	6.0 t									
主として段ボール製の容器	203.4 t		202.1 t		200.8 t		199.5 t		198.2 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	6.5 t									
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てるためのもの	(合計) 182.6 t		(合計) 181.4 t		(合計) 180.2 t		(合計) 179.0 t		(合計) 177.8 t	
	(引渡) 182.6 t	(独自処理) 182.6 t	(引渡) 181.4 t	(独自処理) 181.4 t	(引渡) 180.2 t	(独自処理) 180.2 t	(引渡) 179.0 t	(独自処理) 179.0 t	(引渡) 177.8 t	(独自処理) 177.8 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 613.0 t		(合計) 609.0 t		(合計) 605.0 t		(合計) 601.0 t		(合計) 597 t	
	(引渡) 613.0 t	(独自処理) 613.0 t	(引渡) 609.0 t	(独自処理) 609.0 t	(引渡) 605.0 t	(独自処理) 605.0 t	(引渡) 601.0 t	(独自処理) 601.0 t	(引渡) 597 t	(独自処理) 597 t
（うち白色トレ）	(合計) 8.0 t									
	(引渡) 8.0 t	(独自処理) 8.0 t								

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み}} = \boxed{\text{令和3年度実績値}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

### 参考資料

人口変動率については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に算出すると以下のとおりとなる。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
158,794人 (対前年度比)	157,716人 (対前年度比)	156,637人 (対前年度比)	155,560人 (対前年度比)	154,482人 (対前年度比)
99.33%	99.33%	99.32%	99.32%	99.31%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、市による定期収集の他、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙製容器(牛乳パック・段ボール・雑誌・雑紙)及びリターナブルビン(空ビン)については、引き続きこれらの団体においても分別回収を実施することとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	不燃物	市による定期収集	市
	アルミ製容器	飲食用アルミ缶	市による定期収集 集団回収	市 業者
ガラス	無色のガラス製容器	空ビン	市による定期収集 集団回収	市 業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	市による定期収集 集団回収	業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市

※上記品目について、市選別施設への個人持込も可能。

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

平成 23 年度に処理能力 4t/日・5h の容器包装プラスチック圧縮・梱包設備を備えた松阪市リサイクルセンターが完成。平成 27 年 4 月の一元化により、市内全域の資源物を松阪市リサイクルセンターで処理している。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	不燃物	袋	パッカー車	クリーンセンター (破砕選別)
アルミ製容器	飲食用アルミ缶	袋	幌車・箱車	リサイクルセンター (選別・保管)
無色のガラス製容器	空びん	プラスチック コンテナ	箱車	リサイクルセンター (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る	幌車	民間業者
段ボール	段ボール	縛る	幌車	民間業者
その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙	縛る	幌車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	袋	幌車	リサイクルセンター (選別・保管)
	プラスチック容器包装	袋	パッカー車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ プラスチック容器・袋、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の適正な分別方法を啓発などで周知しリサイクルの促進に努める。
- ・ 集団回収等の補助金交付事業を市民に有効活用してもらうことで容器包装廃棄物の適正な排出を促し、資源物として排出するものの意識付けを図る。